

令和5年 第11回

苓北町農業委員会総会会議録

# 令和5年第11回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年11月7日（火）  
午前9時30分から午前10時10分

2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室

3. 出席者  
(農業委員)

2番 宮崎 志武

3番 田嶋 郁美

4番 福田 健治

5番 荒木 義孝

6番 瀬形 茂

7番 小野 三幸

4. 本日の欠席委員（1名） 1番 林田 道久

5. 議事日程

日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について

日程第2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3. 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4. 議案第47号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更  
について

日程第5. 議案第48号 農用地利用集積計画の認定について

日程第6. その他事項

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 松井徹也 局長補佐 川原大輔 主事 大津信太郎

7. 会議の概要

1. 開 会

開会 午前9時30分

事務局

定刻となりましたので、只今から令和5年第11回の農業委員会総会を開会致します。

まずは、小野会長からご挨拶をお願い致します。

小野会長

皆さん、おはようございます。

委員の皆様には、本日もお忙しい中にですねご出席いただきましたことに感謝申し上げます。

農業委員会では、遊休農地の改善ということで取り組みましたコスモスの種まきから園児の皆さんと一緒に花摘みまですべて4か所終わったところでございます。

坂瀬川が今年初めての取り組みでしたけれど、新しい土地だったのか、何がよかったのかすごくきれいで、丈も伸びましたし花の色も濃ゆく出ておりました。一番心配なのは都呂々が園児の皆さんが来られた時に摘む花があるかなということで心配しましたが、最近子どもさんも少なくなっておりますので摘んだあと一人ずつにどこの地区とも変わらないような花束を持って帰っていただけることができましたのでホッとしたところでございます。

今年は猛暑という言葉は何回聞いたかもわからないくらい聞きましたが、その影響でなんといっても米の一等米が全国的に少なかったそうです。この一等米が少ないということは米農家の皆様にとりましては、自分の手元に入るお金が少ないということになるわけですね。一等だろうが、三等だろうがそれまでにかかる経費は同じでございますので、やっぱりこういうところにも猛暑、高温というのが影響しているわけなんですよね。

そして、2、3日前の新聞には、猛暑の影響で野菜が高騰している。特にトマトが入ってこないということで新聞に載っておりましたが、野菜の値段が高いからといって農家の手取りがたくさん入る訳ではなかつたですね。野菜の値段が高いということは品物の数が少ない、品物が少ないということは販売高はそこまでは大きく伸びないということなんです。

それと皆さん、最近テレビなどで毎日熊の被害を聞きますですね。爪でかすられたとか、後ろから襲われたなどですね。本来ならば熊はそろそろ冬眠に入る時期だそうですが、気候がまだ熊に冬眠するだけの気候でないようで、冬眠しないで東北、あるいはもう少し下の地域まで被害が毎日報告されております。やはり猛暑で熊が食べるどんぐりが今年は凶作ということで、市街地まで下りてきて庭先に植わっている柿やら栗やらを食べて、人間と会った時にそういう行動に走るということなんじゃないかな。

これもみんな地球温暖化、地球環境を汚染したのも我々人間なんです。やっぱりこの後始末は人間がきちっとしないと地球がおかしな方向に進んでしまうんじゃないかなという気がしました。

エルニーニョも超エルニーニョというような表現に変わるだろう。ということは温暖化が続いて台風など大型なものが発生するだろうということなんですね。

私たちの取り組みは、一人ひとりほんとに小さな取り組みかもしれませんが、二酸化炭素を減らすということをしかりと念頭において行動をする必要があるんじゃないかなということに、私はつくづく感じているところでございます。

本日もしっかりと審議して、総会を終えたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

事務局

ありがとうございました。

本日は林田委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は小野会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい。それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、4番の福田委員さんと5番の荒木委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の松井氏、川原氏、大津氏を指名致します。

議長

続きまして、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回4件の申請がっておりますので、それぞれご審議お願いいたします。

3ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、田1筆 460㎡です。

場所については、4ページ、5ページに図示しておりますが、場所は、旧JAれいほく都呂々支所から都呂々ダム方面へ約1km程上った県道都呂々宮地岳線の右下にある農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。まず、整理番号1の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

福田委員

はい。

議長

福田委員。

福田委員

先日、譲受人と事務局とで現地を確認してきましたけども、農地として耕作をされるということでしたので何ら疑いがありませんでしたので報告します。

議長

ほかにご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第45号の整理番号1は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

6ページをご覧ください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑1筆 286㎡です。

場所については、7ページ、8ページに図示しておりますが、場所は富岡小学校体育館側入り口の手前の農地になります。

権利の種類は、贈与による所有権移転。申請理由は、借受人への贈与のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

整理番号2の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

11月2日、午後4時過ぎに譲受人と現地を確認しました。

この農地はすでに譲受人が借り受けられ、イチジクを栽培しております。今回、無償で譲渡されるということでしたので、何ら問題ないことを確認してきました。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第45号の整理番号2は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

事務局

9ページをご覧ください。

整理番号3の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑2筆 合計1,521㎡です。

場所については、10ページ、11ページに図示しておりますが、場所は富岡出来町にあります加藤神社付近の農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

整理番号3の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

荒木委員

はい。

議長

荒木委員。

荒木委員

11月2日、午後5時過ぎに譲受人と現地確認をしました。

ここは2年ほど何も作っていない土地で、現地確認をして何を作るかというところ、サニーレタスやズッキーニを栽培したいということで、何ら問題ないことを確認してきましたので、よろしく申し上げます。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号3につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第45号の整理番号3は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号4について、事務局に説明を求めます。

事務局

12ページをご覧ください。

整理番号4の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、畑3筆 合計3,062㎡です。

場所については、13ページ、14ページに図示しておりますが、場所はヤマト運輸苓北営業所手前の町道を白木尾方面に約350m上った町道付近の農地になります。

権利の種類は、売買による所有権移転。申請理由は、経営規模拡大のためです。議案記載の審議の要点につきましては、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

整理番号4の件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

田嶋委員

はい。

議長

田嶋委員。

田嶋委員

先日、事務局と譲受人とで現地確認に行ってきました。

現在の農地は別の方が耕作されておりきれいにされ問題はなかったんですけど、隣接する境の所は竹が伸びて後でもめないようにちゃんとしてほしいと言われていたので、そのうち隣接する所有者の方たちを呼んで境を確認したいということでした。

耕作については、レタスとかではなく果物を作るということで問題ありません。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願いします。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号4につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第45号の整理番号4は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、15ページをお開きください。日程第3. 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和5年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

今回2件の申請がっておりますので、それぞれご審議お願いいたします。

16ページをお開きください。

整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は503㎡です。

転用の目的は、個人住宅の建築のためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人は現在、申請地に隣接している自動車整備工場建物の上部に住宅を構えて居住しているが、同居している子どもたちも大きくなり手狭になっている。また、往来等でも利便性が悪いため以前より、同地区内で候補地を探していた。申請地は現在の工場、事務所とも近接しているため日常生活上の利便性が大変よく、個人住宅を新築したいと考えている。」とのことです。

申請地は、17ページ、18ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は譲受人が営む自動車整備工場に隣接する農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、水道・下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道沿いかつ申請地からおおむね500m以内に2つ以上の中学校、病院があるという理由から、第3種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、私が現地を確認してまいりましたのでご説明します。

11月1日に事務局と現地の確認に行ってまいりました。

ただいま事務局から説明を受けましたが、審議の要点をすべて満たしていると思っております。ただ付け加えますと、工場の2階で生活スペースをとっておられるそうですが、2階に上がったたり下りたりするのが、日々の生活で足を痛めているのでちょっと2階での生活が大変になってきたということはおっしゃってました。

場所的に工場の隣ということで、譲受人は非常に利便性も感じておられるんじゃないかなあというような気がいたします。以上でございます。

ほかにご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第46号の整理番号1は原案どおり認定することに致します。

続きまして、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

19ページをお開きください。

整理番号2の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畑1筆、面積は547㎡です。

転用の目的は、作業場・駐車場のためです。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は「申請人は自動車整備、販売を営んでおり、現在ある作業場・車輛駐車場が不足しており工場付近の土地で候補地を探していた。申請地は、現在の工場敷地と隣接し適しているため、作業場・中、大型車輛などの駐車場として利用したい。」とのことでした。

申請地は、20ページ、21ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は整理番号1の案件の隣接地で譲受人が営む自動車整備工場に隣接する農地になります。

審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、整理番号1と同様の理由により第3種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましても、私が現地を確認してまいりましたのでご説明しますが、場所も同じでありますので、先ほど説明をしたような見方になっております。

ただ、大型車なんかも整備とかいろいろ仕事内容に含まれておりますので、今のままでは駐車場あたりも不足して足りないんじゃないかと、そういうことから考えますと道路に直接面しているから利用されるお客様も便利がいいだろうし、工場側もすごく便利がいい場所じゃないかというような気がいたします。

ほかにご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい。ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第46号の整理番号2は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第4、議案第47号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、22ページをお開きください。日程第4、議案第47号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請の提出に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、意見を求められたので付議する。

令和5年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

令和5年10月20日付けで苓北町長から合議がっております。農業振興地域整備計画の策定又は変更をしようとするときは農業委員会の意見を聴くものとなっております。今回は農用地区域編入の申請がっており、農業委員会には農用地区域の編入ができるかについての合議を求められております。

23ページをお開きください。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は議案記載の個人です。申請物件は苓北町坂瀬川の畑8筆合計5,260㎡です。

施設の概要は中山間等直接支払交付金事業の対象地とするためです。

申請理由は「申請人は現在、周辺農地を中山間等直接支払交付金事業の補助対象地として耕作しており、今回編入する農地も一体となって管理をするため。」というものです。

場所については、25ページ、26ページに図示しておりますが、場所は、坂瀬川にありますハヤシ住建の事務所裏付近にある農地になります。

議案記載の審議の要点につきましては、まず、施設の概要にもあります中山間等直接支払交付金事業とは、山村、過疎地域等の対象農地において、集落協定等に基づき5年間以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者に対して交付金が交付される制度で、対象農用地が農振農用地区域内の農地で、1ha以上の一団の農用地であることなどの条件があります。

今回申請された周辺の農地は農振農用地区域であり、現在すでに申請地を含め一帯の農地を管理されております。今回対象農地を編入することで中山間等直接支払交付金事業の対象農地を拡大し長期に渡り継続して農業生産活動が行われることと、農地の保全が確保されることの理由により編入は妥当であると思われまます。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、整理番号1につきましては、農振農用地区域の編入は妥当であるとしてよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、整理番号1につきましては、農振農用地区域の編入は妥当であると決定します。

続きまして、日程第5、議案第48号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、27ページをお開きください。日程第5、議案第48号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の第1項により認定を求められたので附議する。

令和5年11月7日 苓北町農業委員会 会長 小野三幸。

28ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年以上の新規が23件、うち21件が農地中間管理事業を介した利用権の設定です。また、再設定が7件ございます。

詳細は、合計で田17筆 21,744㎡、畑13筆 11,095㎡です。明細は29ページから37ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

旧法、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

瀬形委員

はい。

議長

瀬形委員。

瀬形委員

再設定はあんまり多くなかったですけど、まだ来月もでてくるんですか。

事務局

はい。来月でできます。

瀬形委員

分かりました。

議長

他にございませんか。

(ありません。の声)

ないようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第48号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業委員会が実施する遊休農地解消活動について

次回、令和5年第12回総会は、令和5年12月5日(火)午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

ないようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和5年第11回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時10分

会 長

署 名 委 員

署 名 委 員